

庁議の概要

開催日 平成 25 年 9 月 24 日 (火)

◎項 目

- 1 「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」の改正について【危機管理部】
- 2 高知県原子力災害対策行動計画（案）について【危機管理部】
- 3 9月定例県議会質問情報について【各部局等】
- 4 各部局等の今週の動きについて【各部局等】

◎内容

- 1 「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」の改正について【危機管理部】
危機管理部から「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」の改正について、概要説明を行った。

【概要】

＜条例の概要＞

- ・震災から県民の生命、身体及び財産が守られるように県、県民、事業者等がそれぞれの役割の基に努力し、自助、共助、公助が連携して取り組んでいくことを理念として、それぞれが果たすべき役割と責務を明確に規定したもの。

＜改正の理由＞

- ・対策の前提とする地震の規模が変わったため。

＜改正の主な視点＞

- ・発生頻度の高い一定程度の規模の地震・津波から発生頻度の極めて低い最大クラスの地震・津波まであらゆる地震・津波に対応するために対策に幅を持たせる。
- ・東日本大震災で改めて気付かされたことを盛り込む。

＜スケジュール＞

9月下旬～10月下旬：パブリックコメントの実施及び有識者からの意見の反映
改正案を議会等へ説明

11月：初旬草案を法務課へ提出

12月：法務課とのヒアリング

1月：中旬に法務課案完成 ー 下旬に法制審議会

2月：2月議会議案提出

- 2 高知県原子力災害対策行動計画（案）について【危機管理部】

危機管理部から高知県原子力災害対策行動計画（案）について、概要説明を行った。

【概要】

＜策定の目的＞

- ・本県は、伊方発電所から最も近い県境までの距離が約45kmである。
- ・伊方発電所で原子力災害が発生すれば、県民生活や県内産業への大きな影響が予想される。
→事前対策、応急対策及び復旧対策を確実に実行するため、県や関係機関が実施すべき具体的な行動を定める。

<計画の位置付け>

- ・原子力災害対策特別措置法、防災基本計画及び原子力災害対策指針（指針）に基づき、現時点で想定される対策を実行するための計画。
- ・本計画に定めのない事項は、高知県地域防災計画（一般対策編、火災及び事故災害対策編）による。

<今後の予定>

- ・危機管理文化厚生委員会への報告を経て、提案をする予定。

3 9月定例県議会質問情報について【各部局等】

各部局等から、9月定例県議会の質問情報について説明を行った。

4 各部局等の今週の動きについて【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局等の今週の動きに関する資料を配布の上、概要説明を行った。